**■専門部会からの報告**

**資料４**

**令和５年度　子ども支援部会　報告書**

|  |
| --- |
| **第２回子ども支援部会** |
| 日時：令和５年９月１９日（火） |
| 会場：品川障害児者総合支援施設「多目的室」 |
| 概要：１　テーマ検討について |
| 　　　　（１）保育所等訪問支援の利用の流れ等の確認について　　　　　障害福祉計画においてインクルージョンの推進として保育所等訪問支援の活用が掲げられており、近年利用が増加している。今後のより良い利用に繋げることができるよう、第１回の部会で各所管からの意見や課題等の洗い出しを行った。第２回では、第１回出た意見や課題を整理した「保育所等訪問支援の流れを」を基に対応方法を議論した。＜第１回部会で確認した課題＞　　　　　①支援方法について　　　　　・終了のタイミングについて（保護者や保育園側では通所のように保護者の希望により終了するサービスと認識がされている）　　　　　・支援方針が相違する場合の対応について　　　　　　②経過報告について　　　　　・保護者への報告の仕方（保護者へ報告されている内容が保育園や学校に共有されていない場合があり、保育所等訪問支援事業所に対する不信感につながる）　　　　　　③連携の取り方について　　　　　・相談支援事業所との連携が不足している（基本的には相談支援事業所が利用の必要性を判断するが、実際には保護者と保育所等訪問支援事業間で先に利用について話がされている。また、支援内容の情報共有がタイムリーになされていない）　＜今後の対応について＞①支援方法について　　　　　・終了のタイミングについて　　　　　　　サービスの説明時に目標が達成されたら終了することを事前に説明し、支援開始前の個別支援会議で終了時の目標について確認を行う。　　　　　・支援方針の相違する場合の対応について　　　　　　　　③にも関係するが、相談支援事業所が間に入り、個別支援会議等で相談支援員が支援方針について調整を行う。　　　　　②経過報告について　　　　　・保護者への報告の仕方　　　　　　　　保育園や学校の先生の時間がとれるタイミングもあるが、できる限り支援内容をその場で確認した上で、保護者へ報告する。事前に相互で内容の確認を行うことで、後々トラブルの発生を防ぐ。　　　　　③連携の取り方について　　　　　・相談支援事業所との連携が不足している　　　　　　　　保育所等訪問支援事業所は利用の手続きについて、相談支援事業所が必要性の可否を判断することを説明する。また、行われた支援内容について、２，３か月を目途に相互で情報共有を行う。 |
| （２）学校での不登校児への対応状況や特別支援制度について　 教育と福祉の連携の一環として、教育総合支援センターより説明を受ける。＜学校での不登校児への対応状況＞・全国的に１０年連続増加しており、品川区でも小中学校で６５０人の不登校児がいる。中学生が全体の７％で３０人クラスだと１クラス２人程度いる計算となる。　　　　　・対応として、適応指導教室で約１００人、HEARTSで約１５０人教育相談室で約１００人の支援を行っている。　　　　　・不登校の原因は「無気力不安」「友人関係」「生活リズムの乱れ」　　　　　　等が多い。　　　　　＜特別支援制度について＞　　　　　・令和６年度に宮前小学校に自閉症・情緒障害特別支援学級が開設について。対象児童・指導内容・学校行事・クラス構成についての説明があった。　　　・入学および中学への進学時に行われる就学相談の流れについて（入学、転学時の留意点など）　　　　 ・特別支援学級と特別支援教室の違いについて　　　　　＜説明後にでた質問＞　　　　　・対象者について。知的の遅れやADHDは対象から外れるとの説明だったが、自閉症とADHD両方ある場合の判断について　　　　　・自閉症でも重い自閉症でないと受けられないと説明を受けた方がいたが、実際にそうなのか |
| 　　　（３）その他　　　　・第３回のテーマについて　　　　　　別途開催予定の「障害児相談支援連絡会」で検討しています。　　　　・次回の開催日程について　　　　　　２月１日（木）１０時から１２時　　　　　　品川区役所第２庁舎２５１会議室 |
| 出席：指定障害児相談支援事業者、障害児通所支援事業者、思春期サポー　　 ト事業者、行政職員　　　　　１７か所２５名、欠席者１名。 |